

令和3年1月  
(一財)住宅金融普及協会審査本部

確認検査業務、構造計算適合性判定業務、住宅性能評価業務等の  
申請書類に関する押印の取扱いについて

「押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和3年1月1日施行）」により、押印を求める手続きの見直しが行われました。

これにより、申請者の皆さまから令和3年1月1日以降にご提出いただく**以下に掲げる各業務の申請書類（「委任状」などの一部の書式は除きます）について、押印不要で手続きができることとなります**のでお知らせいたします。

◇対象業務◇

- 建築確認・検査
- 構造計算適合性判定
- 住宅性能評価
- 省エネ適合性判定
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価
- 建築物省エネ法第30条（性能向上計画認定）及び第36条（基準適合認定）の技術的審査
- 低炭素建築物の技術的審査
- 長期優良住宅の技術的審査

- ※ 「委任状」などの一部の書類については、押印が必要となります。
- ※ 「フラット35適合証明」については、現時点では押印が必要となります。
- ※ 特定行政庁が指定する一部の書類については、押印が必要となる場合があります。
- ※ 当面の間、旧書式を用いて押印を省略していただくことについては差し支えありません。

◇適用対象◇

令和3年1月4日以降に、当協会にてお引き受けさせていただくものより適用となります。

<ご照会先> (一財)住宅金融普及協会 審査本部
確認検査課 03-3260-7395
構造判定課 03-5654-7593
性能評価課 03-3260-9821